

防府市

育児休業等

取得促進奨励金



男性従業員の育児休業等の取得に取り組む企業を
応援します！

対象事業者

- ①常時雇用する労働者が300人以下であること
- ②就業規則等に育児休業等について規定を設けていること
- ③宗教団体・政治活動を主たる目的とする事業主、暴力団又は暴力団員の統制下にある事業主ではないこと
- ④市税の滞納がないこと
- ⑤法の規定を遵守していること

支給内容

市内事業所にお勤めの男性従業員の方が育児休業等
取得された場合に奨励金を
支給します

1事業者あたり
1年度1回限り

対象となる男性従業員の 育児休業等取得者

- ①市内の事業所に勤務していること
(居住地不問)
- ②正規雇用の従業員であること
- ③14日以上育児休業を取得し、かつ、子の
出生後1年以内に通算30日以上育児休業
等(育児休業、就業規則等で定められた育児
に関する目的で利用できる休暇)を取得して
いること
(※裏面申請についてをご覧ください)
- ④③の休業等取得後に現職等に復職しているこ
と

支給額

10万円

申込み・問合せ先

防府市商工振興課 労政係
〒747-8501 防府市寿町7番1号
(防府市役所本館5階)

0835-25-2574

8:30~17:15(土日祝休)

裏面もご確認ください





申請から補助金給付までの流れ

育児休業取得

職場復帰

申請書類の提出

支給決定（市）

請求書提出

奨励金支給（市）




申請時に必要な書類

- ・ 申請書（様式第1号）
- ・ 男性の育児休業等に係る子の出生の事実を確認できる書類（母子健康手帳の子の出生を証明する該当部分、または子の健康保険証の写し等）
- ・ 男性従業員から提出された育児休業等の取得の申し出等の写し
- ・ 育児休業等を取得した男性従業員と事業者との雇用関係を表す書類
- ・ 育児休業に係る就業規則等の写し
- ・ 誓約書（別紙2）

申請について

従業員の復職の日から起算して4か月以内、または復職日が属する年度の3月31日のいずれか早い日までに上記書類により申請してください。

※予算額に達するまで受付します。（先着順）

 様式等はホームページをご確認ください

🔍 防府市 育児 奨励金 ×

